

科目名

現代社会と法Ⅰ LawⅠ

2年 前期 2単位 選択

鈴木 義 孚

概 要

法学は一面においては、法の技術性を認め形式論理を身につけることにあるので社会生活をいとなむかぎり、法に対する正しい知識が必要となる。そこで、日常生活の中で起こるさまざまな法律問題を素材にして、現実の生活の中で法がどのような機能を果たしているかを理解することにより、現代社会を見る眼が養われるように、また与えられた問題をどう考えるか（How to think）等について、判例をまじえながら講義をすすめていく。

目 標

大学における法学教育の目的は、法の知識を与えることではなく、法的な考え方を養成することにあるとされている。知識として覚えることよりもむしろ講義の理解によって、法的なものの考え方を体得できるように傾注していく。

授業計画

第1回、第2回 法とは何か。

法 の 概 念 規 定、法 と 道 徳 の 違 い、法 の 強 制 手 段、法 の 理 念 と し て の 正 義 に つ い て 説 明。

第3回 法の妥当根拠

法 が 法 と し て 妥 当 す る の は 何 ゆ え か。い い か え れ ば、わ れ わ れ は 何 ゆ え に 法 を 法 と し て 尊 重 し 遵 守 す る の で あ ろ う か。

第4回、第5回 法の淵源

法 の 存 在 形 式 と し て の 成 文 法（制 定 法）と 不 文 法、法 の 段 階 構 造、違 憲 法 令 審 査 権 等 に つ い て。

第6回、第7回 法の効力

異 種 の 法 形 式 相 互 の 間 に 内 容 の 矛 盾 抵 触 す る 規 定 が 置 か れ た 場 合、効 力 の 優 劣 関 係 を ど の よ う に す る か。

第8回 法の体系

法 令 は ば ら ば ら に 存 在 し て い る の で は な く、相 互 に 脈 絡 を も っ て つ な が っ て お り、一 つ の 体 系 を な し て い る。大 き く 公 法、私 法 の 体 系 に 分 け ら れ る。各 体 系 に つ い て の 説 明。

第9回 法の分類

国 際 法 と 国 内 法、固 有 法 と 継 受 法、実 体 法 と 手 続 法、原 則 法 と 例 外 法、組 織 法 と 行 為 法、強 行 法 と 任 意 法 に つ い て。

第10回、第11回、第12回 法の適用

法 の 適 用 の 構 造、事 実 の 認 定、法 の 解 釈 に つ い て。

第13回、第14回 法的関係

法 的 関 係 は、具 体 的 に は 権 利 義 務 の 関 係 と し て あ ら わ れ る。そ の 権 利 義 務 の 本 質、分 類 さ ら に 権 利 の 変 動、行 使 に つ い て。

第15回 定期試験

授業方法

講義の後、問題を出して解答を書かせることがある。

評価方法

定期試験を重視する（定期試験80点、小テスト20点）。

教 材

教科書：三好 充、鈴木義孚 編著「ポイント法学」嵯峨野書院

履修上の注意

法学の領域では、絶対真理というものはないわけであるから、授業で教えられた知識をそのまま受けとり、それを記憶するのではなく、既成の事実をまず疑い自ら考えることが、大学で学ぶ第一歩であることを念頭においてもらいたい。

「建築計画コース・建築構造コース」における位置づけ	必修／選択の別	学習保証時間
本科目は、シラバスに記載されている建築学科の学習・教育目標の主としてA3に関連する。	選択	22.5時間